

# 医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

当院は、マイナンバーカード保険証の利用等により、患者さまの医療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めています。

これに伴い、令和5年6月12日より『医療情報・システム基盤整備体制充実加算』を算定いたします。

## 医療情報・システム基盤整備体制充実加算（初診時）

従来の保険証で受診した場合…6点（18円の自己負担※）

マイナンバーカード保険証で受診し、オンライン資格確認により情報を取得した場合・・・2点（6円の自己負担※）

※3割負担の場合

オンライン資格確認による患者さまの情報取得について、下記のとおり対応いたします。

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- マイナンバーカードを活用して、薬剤情報や特定健診等診療情報を取得・活用します。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いします。

**受診の際は、  
マイナンバーカードを。**

あなたのマイナンバーカードをお持ちいただければ、同意することで、健診情報や処方された薬の情報などを見られるので、医師もそれらの情報に基づいた診療が行えます。



厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare



保険証の代わりにマイナンバーカードで  
**マイナ受付** 